

8 選挙・投票の案内

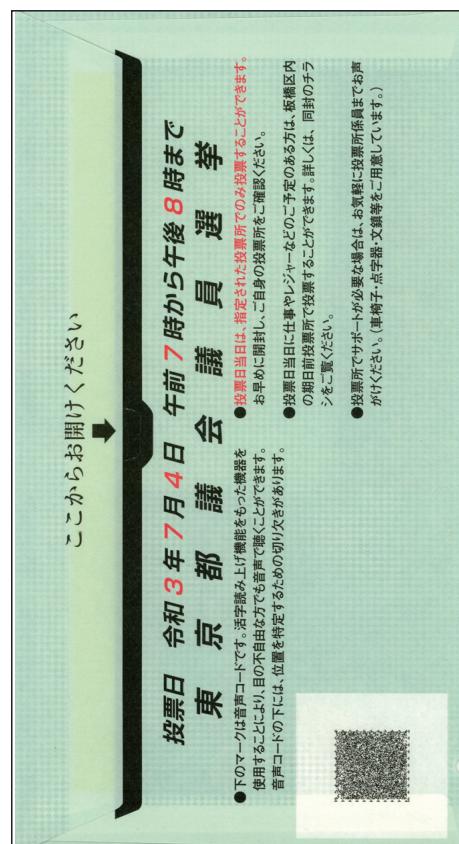
(1)投票所のお知らせ

・東京都議会議員選挙

区内在住者用 封筒



区外転出者用 封筒



<p>宛名票</p> <p>(投票区、簿冊)</p>	<p>東京都議会議員選挙 令和3年7月4日(日) 午前7時から午後8時まで</p>
<p>※ご注意</p> <p>投票の際は、同封の 「投票所のお知らせ」(ご本人のもの) をお持ちください。また、ご本人以外が投票すると 罰せられますので、ご注意ください。</p> <p>投票に必要なのは、この宛名票ではありませんので、 ご注意ください。</p>	
<p>板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681 板橋区ホームページアドレス https://www.city.itabashi.tokyo.jp 上記ホームページにて、投票方法等の案内もしています。</p>	
<p>裏面もお読みください</p>	
<p>このお知らせは、令和3年6月7日現在の住民基本台帳をもとに作成しています。</p>	

<p>不在者投票をする場合(板橋区外の区市町村での投票)</p>	
<p>「仕事が終わってからでは投票時間に間に合わない」、「長期出張で投票に行けない」、「帰省している」などの理由で板橋区内で投票できない場合、下記の①～③に従って、滞在先で投票(滞在地投票)ができます。</p>	
<p>① 投票用紙を請求する</p>	<p>同封の「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちいただいても構構です。※マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンライン請求も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。</p>
<p>② 投票に必要な書類一式が送られてくる</p>	<p>ご記入いただいた送付先に、板橋区選挙管理委員会から投票用紙など投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。 ※送付書類一式の中にある注意事項等の案内をよくお読みください。</p>
<p>③ 滞在地投票を行う</p>	<p>郵送された書類一式を持参し、滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票してください(ご自宅等で投票することはできません)。記入した投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。 投票場所、投票時間等については、滞在先の区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。 ◆重度の障がいなどで投票所に行けない方を対象に「郵便等投票」制度があります。詳細は選挙管理委員会までお問い合わせください。 ◆各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設・病院に入所(院)されている方は、施設・病院内において不在者投票ができる場合があります。(「指定病院等での投票」制度) ※詳細は直接、施設・病院にお問い合わせください。</p>
<p>板橋区選挙管理委員会 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話 03-3579-2681 https://www.city.itabashi.tokyo.jp</p>	

<p>東京都議会議員選挙 投票所のお知らせ</p>					
<p>投票日 令和3年7月4日(日)午前7時から午後8時まで</p>					
<p>投票日当日(令和3年7月4日)の投票所 (※他の場所では投票できません)</p>					
<p>投票区</p>	<p>簿冊</p>	<p>ページ</p>	<p>番号</p>	<p>名簿対照</p>	<p>用紙交付</p>
<p>※このお知らせは、投票の際にお持ちください。なお、不正に使用したり、選挙権のない者が投票したりすると罰せられますので、ご注意ください。</p>					
<p>このお知らせが届いた方でも、東京都外へ転出された方は、投票できません。</p>					

<p>令和3年7月4日執行 東京都議会議員選挙</p>									
<p>期日前投票兼不在者投票請求書</p>									
<p>私は、上記選挙の投票日当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが眞実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 (公職選挙法施行規則第10号様式に基づく宣誓書)</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和3年 月 日</td> <td style="width: 50%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年月日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>板橋区</td> </tr> </table>		令和3年 月 日	生年月日	フリガナ		氏名	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年月日	住所	板橋区
令和3年 月 日	生年月日								
フリガナ									
氏名	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年月日								
住所	板橋区								
<p>「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。</p>									
<p>1 仕事・冠婚葬祭・学業等 2 レジャー・用事等 3 病気・通院・出産等 5 転出 6 天候・天災等</p>									
<p>不在者投票用紙を請求する場合、右欄「不在者投票用紙の請求」の□に○を付け、下欄に「送付先住所・連絡先を記入してください。 ※上欄太枠内の必要事項も必ず記入してください。 (不在者投票用紙の送付先住所)</p>									
<p>連絡先 ()</p>									

<p>宛名票</p> <p>(投票区、簿冊)</p> <p>このお知らせをお持ちの方は、板橋区で投票することになります。ただし、新住所地の選挙人名簿に登録された場合には、新住所地で投票することになります。</p> <p>不明の場合は、新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。</p> <p>板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681 板橋区ホームページアドレス https://www.city.itabashi.tokyo.jp 上記ホームページにて、投票方法等のご案内もしています。</p>	<p style="text-align: center;">東京都議会議員選挙 令和3年7月4日(日) 午前7時から午後8時まで</p> <p style="text-align: center;">※ご注意</p> <p>投票の際は、同封の「投票所のお知らせ」(ご本人のもの)をお持ちください。また、ご本人以外が投票すると罰せられますので、ご注意ください。</p> <p>投票に必要なのは、この宛名票ではありませんので、ご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">東京都議会議員選挙の投票には、新住所地の区市町村で発行する「都内に引き続き住所を有する旨の証明書(住民票の写し等)」があると確認に伴う時間が省略できるため、スムーズに投票できます。なくても投票できますが、お待たせすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">裏面もお読みください</p> <p>このお知らせは、令和3年6月7日現在の住民基本台帳をもとに作成しています。</p>
---	---

板橋区以外の区市町村でも投票できます	
同封のお知らせをお持ちの方は、新住所地の選挙人名簿に登録された場合を除き、板橋区で投票することになります。	
投票日当日に板橋区の投票所で投票できるほか、板橋区内の期日前投票所で投票する方法(詳しくは同封のチラシをご覧ください)、または下記の方法によりお近くの区市町村の選挙管理委員会で投票することができますので、ご利用ください。	
① 投票用紙を請求する。	
同封の「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項を記入し、「都内に引き続き住所を有する旨の証明書(住民票の写し等)」を同封のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。同封しない場合、送付に時間がかかることがあります。代理の方が直接お持ちいただけます。※マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンライン請求も可能です。詳細は区ホームページをご覧いただき、お問い合わせください。	
郵送の場合は日数がかかりますので、お早目にご請求ください。 送付先は必ず受け取れるように正確にご記入ください。	
② 投票に必要な書類一式が送られてくる。	
ご記入いただいた送付先に、板橋区選挙管理委員会から投票用紙など投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。 ※送付書類一式の中にある注意事項等の案内をよくお読みください。	
③ 不在者投票を行う。	
郵送された書類一式を持参し、 お近くの区市町村の選挙管理委員会で投票 してください(ご自宅等で投票することはできません)。記入した投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。	
投票場所、投票時間等については、投票する区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	
板橋区選挙管理委員会 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話 03-3579-2681 https://www.city.itabashi.tokyo.jp	

東京都議会議員選挙 投票所のお知らせ					
投票日 令和3年7月4日(日)午前7時から午後8時まで					
投票日当日(令和3年7月4日)の投票所(※他の場所では投票できません)					
投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付
このお知らせは、投票の際にお持ちください。なお、不正に使用したり、選挙権のない者が投票したりすると罰せられますので、ご注意ください。					
このお知らせが届いた方でも、東京都外へ転出された方は、投票できません。					

令和3年7月4日執行 東京都議会議員選挙	
期日前投票兼不在者投票請求書	
私は、上記選挙の投票日当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 (公職選挙法施行規則第10号様式に基づく宣言書)	
令和3年月日	
フリガナ	生年月日
氏名	
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年月日	
旧住所 板橋区	
「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。	
1. 仕事・冠婚葬祭・学業等 2. レジャー・用事等 3. 病気・通院・出産等 5. 転出 6. 天候・天災等	
□ 不在者投票用紙(この場合は、左の□に✓を付けて、送付先住所と連絡先を記入してください)の請求	
現住所	連絡先 ()

区内在住者用 封筒

表

裏



区外転出者用 封筒

表

裏



東京都第11区

区内在住者用 宛名票

宛名票	(投票区、簿冊)	衆議院議員選挙(東京都第11区) 最高裁判所裁判官国民審査 令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで
<p>※ご注意 投票の際は、同封の 「投票所のお知らせ」(ご本人のもの) をお持ちください。また、ご本人以外が投票すると 罰せられますので、ご注意ください。 投票に必要なのは、この宛名票ではありませんので、 ご注意ください。</p>		
板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681 板橋区ホームページアドレス https://www.city.itabashi.tokyo.jp 上記ホームページにて、投票方法等の案内もしています。		裏面もお読みください このお知らせは、令和3年10月5日現在の住民基本台帳をもとに作成しています。

<p>不在者投票をする場合(板橋区外の区市町村での投票)</p> <p>「仕事が終わってからでは投票時間に間に合わない」、「長期出張で投票に行けない」、「帰省している」などの理由で板橋区内で投票できない場合、下記の①～③に従って、滞在先で投票(滞在地投票)ができます。</p> <p>① 投票用紙を請求する 同封の「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちいただいても結構です。※マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンライン請求も可能です。詳細は区ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。</p> <p>郵送の場合は日数がかかりますので、お早目にご請求ください。 送付先は必ず受け取れるように正確にご記入ください。</p> <p>② 投票に必要な書類一式が送られてくる ご記入いただいた送付先に、板橋区選挙管理委員会から投票用紙など投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。 ※送付書類一式の中にある注意事項等の案内をよくお読みください。</p> <p>③ 滞在地投票を行う 郵送された書類一式を持参し、滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票してください(ご自宅等で投票することはできません)。記入した投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。</p> <p>投票場所、投票時間等については、滞在先の区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。</p> <p>◆重度の障がいなどで投票所に行けない方を対象に「郵便等投票」制度があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ◆新型コロナウイルス感染症により外出自粛の指示が出ている方は、特別郵便等投票ができる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ◆各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設・病院に入所(院)されている方は、施設・病院内において不在者投票ができる場合があります。 (「指定病院等での投票」制度) ※詳細は直接、施設・病院にお問い合わせください。</p> <p>板橋区選挙管理委員会 〒173-8501 板橋区板橋2-6-1 電話 03-3579-2681 https://www.city.itabashi.tokyo.jp</p>	
--	--

区内在住者用 個票

衆議院議員選挙(東京都第11区) 最高裁判所裁判官国民審査 投票所のお知らせ	第 投票所案内図				
投票日 令和3年10月31日(日)午前7時から午後8時まで					
投票日当日(令和3年10月31日)の投票所 (※他の場所では投票できません)					
投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付 小選挙区・比例代表・国民審査
※このお知らせは、投票の際にお持ちください。なお、不正に使用したり、選挙権がない者が投票したりすると罰せられますので、ご注意ください。					

<p>投票日当日に投票される方は、右欄に記入する必要はありません。</p>				
<p>令和3年執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 (裏) 期日前投票兼不在者投票請求書</p>				
私は、上記選挙の投票日当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが眞実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 (公職選挙法施行規則第10号様式に基づく宣誓書)				
令和3年月日	生年月日			
フリガナ				
氏名	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年月日			
住所	板橋区			
「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。				
1.仕事・冠婚葬祭・学業等	2.レジャー・用事等	3.病気・通院・出産等	5.転出	6.天候・天災等
不在者投票用紙を請求する場合、右欄「不在者投票用紙の請求」の □に△を付け、下欄に送付先住所・連絡先を記入してください。 ※上欄太枠内の必要事項も必ず記入してください。 (不在者投票用紙の送付先住所)		□ 不在者投票用紙の請求		
連絡先		()		

<p>宛名票</p> <p>(投票区、簿冊)</p> <p>このお知らせをお持ちの方は、板橋区で投票することになります。 ただし、新住所地の選挙人名簿に登録された場合には、新住所地で投票することになります。 不明の場合は、新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。 板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681 板橋区ホームページアドレス https://www.city.itabashi.tokyo.jp 上記ホームページにて、投票方法等のご案内もしています。</p>	<p>衆議院議員選挙(東京都第11区) 最高裁判所裁判官国民審査</p> <p>令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで</p> <p>※ご注意</p> <p>投票の際は、同封の 「投票所のお知らせ」(ご本人のもの) をお持ちください。また、ご本人以外が投票すると 罰せられますので、ご注意ください。 投票に必要なのは、この宛名票ではありませんので、ご注意ください。</p> <p>裏面もお読みください</p> <p>このお知らせは、令和3年10月5日現在の住民基本台帳をもとに作成しています。</p>
--	---

<p>板橋区以外の区市町村でも投票できます</p>	
<p>裏</p>	
<p>同封のお知らせをお持ちの方は、新住所地の選挙人名簿に登録された場合を除き、板橋区で投票することになります。 投票日当日に板橋区の投票所で投票できるほか、板橋区内の期日前投票所で投票する方法(詳しいは同封のチラシをご覧ください)、 又は下記の方法によりお近くの区市町村の選挙管理委員会で投票することができますので、ご利用ください。</p>	
<p>① 投票用紙を請求する。</p> <p>同封の「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちいたい場合も結構です。※マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンライン請求も可能です。詳細は区ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>郵送の場合は日数がかかりますので、お早目にご請求ください。 送付先は必ず受け取れるように正確にご記入ください。</p> </div>	<p>② 投票に必要な書類一式が送られてくる。</p> <p>ご記入いただいた送付先に、板橋区選挙管理委員会から投票用紙など投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。 ※送付書類一式の中にある注意事項等の案内をよくお読みください。</p>
<p>③ 不在者投票を行う。</p> <p>郵送された書類一式を持参し、お近くの区市町村の選挙管理委員会で投票してください(ご自宅等で投票することはできません)。記入した投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。</p> <p>投票場所、投票時間等については、投票する区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。</p> <p>◆重度の障がいなどで投票所に行けない方に対する「郵便投票」制度があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ◆新型コロナウイルス感染症により外出自粛の指示が出ている方は、特例郵便等投票ができる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ◆各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設・病院に入所(院)されている方は、施設・病院内において不在者投票ができる場合があります。(「指定病院等での投票」制度) ※詳細は直接、施設・病院にお問い合わせください。</p> <p>板橋区選挙管理委員会 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話 03-3579-2681 https://www.city.itabashi.tokyo.jp</p>	

<p>衆議院議員選挙(東京都第11区) 投票所のお知らせ</p>													
<p>第 投票所案内図</p>													
<p>投票日 令和3年10月31日(日)午前7時から午後8時まで</p>													
<p>投票日当日(令和3年10月31日)の投票所 (※他の場所では投票できません)</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">投票区</td> <td style="width: 15%;">簿冊</td> <td style="width: 15%;">ページ</td> <td style="width: 15%;">番号</td> <td style="width: 15%;">名簿対照</td> <td style="width: 15%;">用紙交付</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>小選挙区</td> <td>選挙区 比例代表 国民審査</td> </tr> </table>	投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付					小選挙区	選挙区 比例代表 国民審査	<p>この用紙は、投票の際にお持ちください。なお、不正に使用したり、選挙権のない者が投票したりすると罰せられますので、ご注意ください。</p>
投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付								
				小選挙区	選挙区 比例代表 国民審査								

<p>令和3年執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査</p>													
<p>裏</p>													
<p>私は、上記選挙の投票日当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが眞実であることを誓い、投票用紙等を請求します。</p>													
<p>令和3年 月 日</p>													
<p>(公職選挙法施行規則第10号様式に基づく宣誓書)</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">フリガナ</td> <td style="width: 50%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旧住所 板橋区</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。</p> <p>1 仕事・冠婚葬祭・学業等 2 レジャー・用事等 3 病気・通院・出産等 5 転出 6 天候・災害等 4 在宅勤務</p> <p>□ 不在者投票用紙 (この場合は、左の□に✓を付けて、送付先住所と連絡先を記入してください。) の請求</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>現住所</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>連絡先 ()</p> </td> </tr> </table>		フリガナ	生年月日	氏名	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日	旧住所 板橋区		<p>「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。</p> <p>1 仕事・冠婚葬祭・学業等 2 レジャー・用事等 3 病気・通院・出産等 5 転出 6 天候・災害等 4 在宅勤務</p> <p>□ 不在者投票用紙 (この場合は、左の□に✓を付けて、送付先住所と連絡先を記入してください。) の請求</p>		<p>現住所</p>		<p>連絡先 ()</p>	
フリガナ	生年月日												
氏名	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日												
旧住所 板橋区													
<p>「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。</p> <p>1 仕事・冠婚葬祭・学業等 2 レジャー・用事等 3 病気・通院・出産等 5 転出 6 天候・災害等 4 在宅勤務</p> <p>□ 不在者投票用紙 (この場合は、左の□に✓を付けて、送付先住所と連絡先を記入してください。) の請求</p>													
<p>現住所</p>													
<p>連絡先 ()</p>													
<p>この用紙の右欄の枠内に、必要事項を記入のうえ、同封のチラシに記載されている板橋区の期日前投票所へお持ちになり、投票してください。</p> <p>期日前投票の日時・場所等については同封のチラシをご覧ください。</p> <p>この用紙の右欄の枠内に、必要事項及び送付先住所等を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会宛てに郵送してください。代理の方が直接お持ちいたい場合も結構です。</p> <p>投票までの流れにつまでは、同封の宛名票の裏面をお読みください。</p>													

東京都第12区

区内在住者用 宛名票

宛名票

(投票区、簿冊)

**衆議院議員選挙(東京都第12区)
最高裁判所裁判官国民審査**

令和3年10月31日(日)
午前7時から午後8時まで

※ご注意

投票の際は、同封の「投票所のお知らせ」(ご本人のもの)をお持ちください。また、ご本人以外が投票すると罰せられますので、ご注意ください。

投票に必要なのは、この宛名票ではありませんので、ご注意ください。

裏面もお読みください

このお知らせは、令和3年10月5日現在の住民基本台帳をもとに作成しています。

板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681
板橋区ホームページアドレス <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>
上記ホームページにて、投票方法等の案内もしています。

不在者投票をする場合(板橋区外の区市町村での投票)

「仕事が終わってからでは投票時間間に間に合わない」、「長期出張で投票に行けない」、「帰省している」などの理由で板橋区内で投票できない場合、下記の①～③に従って、滞在先で投票(滞在地投票)ができます。

① 投票用紙を請求する

同封の「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちいただいても結構です。※マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンライン請求も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。

郵送の場合は日数がかかりますので、お早目にご請求ください。
送付先は必ず受け取れるように正確にご記入ください。

② 投票に必要な書類一式が送られてくる

ご記入いただいた送付先に、板橋区選挙管理委員会から投票用紙など投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。
※送付書類一式の中にある注意事項等の案内をよくお読みください。

③ 滞在地投票を行う

郵送された書類一式を持参し、**滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票**してください(ご自宅等で投票することはできません)。記入した投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。

投票場所、投票時間等については、滞在先の区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆重度の障がいなどで投票所に行けない方を対象に「郵便券投票」制度があります。詳細は下記までお問い合わせください。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の指示が出ている方は、特別郵便等投票ができる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。

◆各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設・病院に入所(院)されている方は、施設・病院内において不在者投票ができる場合があります。(指定病院等での投票)制度)※詳細は直接、施設・病院にお問い合わせください。

板橋区選挙管理委員会 T 173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話 03-3579-2681 <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>

区内在住者用 個票

衆議院議員選挙(東京都第12区) 投票所のお知らせ

最高裁判所裁判官国民審査

投票日 令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで

投票日当日(令和3年10月31日)の投票所(※他の場所では投票できません)

投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付
					小選挙区 比例代表 国民審査

※このお知らせは、投票の際にお持ちください。なお、不正に使用したり、選挙権のない者が投票したりすると罰せられますので、ご注意ください。

※投票所でサポートが必要な方は、お気軽に投票所係員までお声掛けください。

投票日当日に投票される方は、右欄に記入する必要はありません。

• 投票日当日に投票をする場合

この用紙を、表面に記載されている板橋区の指定された投票所へお持ちください。

• 期日前投票をする場合

この用紙の右欄の上の枠(太線)内に、必要事項を記入のうえ、同封のチラシに記載されている板橋区の期日前投票所へお持ちください。

期日前投票の日時・場所等については同封のチラシをご覧ください。

• 不在者投票をする場合

この用紙の右欄の上下枠内に、必要事項及び送付先住所等を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会宛てに郵送してください。代理の方が直接お持ちいただいても結構です。

投票までの流れにつきましては、同封の宛名票の裏面をお読みください。

令和3年月日

フリガナ

氏名

1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成

年月日

住所 板橋区

「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。

1 仕事・冠婚葬祭・学業等	2 レジャー・用事等	3 病気・通院・出産等	5 転出	6 天候・天災等
---------------	------------	-------------	------	----------

不在者投票用紙を請求する場合、右欄「不在者投票用紙の請求」の□に△を付け、下欄に送付先住所・連絡先を記入してください。
※上欄太枠内の必要事項も必ず記入してください。

(不在者投票用紙の送付先住所)

連絡先 ()

<p style="text-align: center;">宛名票</p> <p style="text-align: center;">(投票区、簿冊)</p>	<p style="text-align: center;">衆議院議員選挙(東京都第12区) 最高裁判所裁判官国民審査</p> <p style="text-align: center;">令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで</p>
<p style="text-align: center;">※ご注意</p> <p>投票の際は、同封の 「投票所のお知らせ」(ご本人のもの) をお持ちください。また、ご本人以外が投票すると 罰せられますので、ご注意ください。</p> <p>投票に必要なのは、この宛名票ではありません で、ご注意ください。</p>	
<p style="text-align: center;">裏面もお読みください</p> <p>このお知らせは、令和3年10月5日現在の住民基本台帳をもとに作成しています。</p>	

板橋区以外の区市町村でも投票できます	
<p>同封のお知らせをお持ちの方は、新住所地の選挙人名簿に登録された場合を除き、板橋区で投票することになります。 投票日当日に板橋区の投票所で投票できるほか、板橋区内の期日前投票所で投票する方法(詳しくは同封のチラシをご覧ください)、又は下記の方法によりお近くの区市町村の選挙管理委員会で投票することができますので、ご利用ください。</p>	
<p>① 投票用紙を請求する。</p> <p>同封の「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちいただいても構いません。※マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンライン請求も可能です。詳細は区ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 郵送の場合は日数がかかりますので、お早目にご請求ください。 送付先は必ず受け取れるように正確にご記入ください。 </div>	
<p>② 投票に必要な書類一式が送られてくる。</p> <p>ご記入いただいた送付先に、板橋区選挙管理委員会から投票用紙など投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。 ※送付書類一式の中にある注意事項等の案内をよくお読みください。</p>	
<p>③ 不在者投票を行う。</p> <p>郵送された書類一式を持参し、お近くの区市町村の選挙管理委員会で投票してください(ご自宅等で投票することはできません)。記入した投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。</p> <p>投票場所、投票時間等については、投票する区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。</p> <p>◆重度の障がいなどで投票所に行けない方に対する「郵便投票」制度があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ◆新型コロナウイルス感染症により外出自粛の指示が出ている方は、特例郵便投票ができる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。 ◆各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設・病院に入所(院)されている方は、施設・病院内において不在者投票ができる場合があります。(「指定病院等での投票」制度) ※詳細は直接、施設・病院にお問い合わせください。</p>	
<p>板橋区選挙管理委員会 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話 03-3579-2681 https://www.city.itabashi.tokyo.jp</p>	

衆議院議員選挙(東京都第12区) 投票所のお知らせ		第 投票所案内図																		
<p>投票日 令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで</p>																				
<p style="text-align: center;">投票日当日(令和3年10月31日)の投票所 (※他の場所では投票できません)</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">投票区</td> <td style="width: 15%;">簿冊</td> <td style="width: 15%;">ページ</td> <td style="width: 15%;">番号</td> <td style="width: 15%;">名簿対照</td> <td style="width: 15%;">用紙交付</td> <td style="width: 15%;">小選挙区</td> <td style="width: 15%;">比例代表</td> <td style="width: 15%;">国民審査</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>			投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付	小選挙区	比例代表	国民審査									
投票区	簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付	小選挙区	比例代表	国民審査												
<p>※このお知らせは、投票の際にお持ちください。なお、不正に使用したり、選挙権のない者が投票したりすると罰せられますので、注意ください。</p>																				

令和3年執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 (裏)										
<p>期日前投票兼不在者投票請求書</p> <p>私は、上記選挙の投票日当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが実質であることを誓い、投票用紙等を請求します。</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和3年月日</td> <td style="width: 50%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>年月日</td> </tr> </table>		令和3年月日	生年月日	フリガナ	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	氏名	年月日			
令和3年月日	生年月日									
フリガナ	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成									
氏名	年月日									
<p>旧住所 板橋区</p>										
<p>「投票日当日に行けない」事由のいずれかに○を付けてください。</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 仕事・冠婚葬祭・学業等</td> <td style="width: 33%;">2 レジャー・用事等</td> <td style="width: 33%;">3 病気・通院・出産等</td> </tr> <tr> <td>4 転出</td> <td>5 天候・天災等</td> <td>6 不在者投票用紙</td> </tr> <tr> <td colspan="3">□ 不在者投票用紙 (この場合は、左の□に✓を付け、送付先住所と連絡先を記入してください。)</td> </tr> </table>		1 仕事・冠婚葬祭・学業等	2 レジャー・用事等	3 病気・通院・出産等	4 転出	5 天候・天災等	6 不在者投票用紙	□ 不在者投票用紙 (この場合は、左の□に✓を付け、送付先住所と連絡先を記入してください。)		
1 仕事・冠婚葬祭・学業等	2 レジャー・用事等	3 病気・通院・出産等								
4 転出	5 天候・天災等	6 不在者投票用紙								
□ 不在者投票用紙 (この場合は、左の□に✓を付け、送付先住所と連絡先を記入してください。)										
<p>現住所</p>										
<p>連絡先 ()</p>										

(2) 期日前投票所の案内チラシ

ⅰ 東京都議会議員選挙

表

期日前投票のご案内

- 投票日当日に仕事やレジャーなど予定のある方は期日前投票をご利用ください。
- 「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所へお持ちください。
- 「投票所のお知らせ」を紛失された方でも期日前投票ができますので、期日前投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票の期間

期日前投票所	投票期間・時間
板橋区役所 (①)	6月26日(土)～7月3日(土) 午前8:30～午後8:00
区役所以外 (②～⑬)	6月27日(日)～7月3日(土) 午前8:30～午後8:00

期日前投票所一覧

期日前投票所	住所
① 板橋区役所 北館1階 区民イベントスクエア	板橋2-66-1
② 仲町ふれあいセンター 4階レクリエーションホール	仲町20-5
③ 富士見地域センター 1階レクリエーションホール	富士見町3-1
④ 大谷口地域センター 2階洋室A	大谷口2-12-5
⑤ 教育科学館 2階研修室	常盤台4-14-1
⑥ 志村坂上地域センター 2階洋室A	小豆沢2-19-15
⑦ 蓬根地域センター 2階第1洋室	坂下2-18-1
⑧ 舟渡ホール 1階第1洋室	舟渡1-14-5
⑨ エコポリスセンター 2階環境学習室	前野町4-6-1
⑩ 赤塚支所 3階レクリエーションホール	赤塚6-38-1
⑪ 成増アクトホール 5階談話コーナー	成増3-11-3
⑫ きたのホール 2階多目的ホール	徳丸2-12-12
⑬ 高島平地域センター 1階第1洋室	高島平3-12-28

従前会場の志村健康福祉センターは、新型コロナウイルスワクチン接種の事業等を執行中のため、本選挙に關しては「蓬根地域センター」へ一時的に変更しておりますのでご注意ください。

●お問合せ…
板橋区選挙管理委員会 電話:03-3579-2681
板橋区ホームページアドレス: <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>
上記ホームページにて、投票方法等のご案内もしています。

裏

期日前投票所のご案内

① 板橋区役所

- 都営三田線「板橋区役所前」下車1分
- 東武東上線「大山」下車1分
- 高島平駅までは高島平駅乗車場～池袋駅西口ババ「板橋区役所」下車1分

② 仲町ふれあいセンター

- 都営三田線「仲町」下車1分
- 東武東上線「大山」下車9分
- 池袋駅西口～赤羽駅西口バス「仲町区民事務所」下車1分

③ 富士見地域センター

- 都営三田線「富士見」下車8分
- 東武東上線「大山」下車15分
- 池袋駅西口～高島平駅乗車場または高島平駅バス「大山町」下車6分

④ 大谷口地域センター

- 都営三田線「板橋本町」下車8分
- 東武東上線「大山」下車15分
- 池袋駅西口～高島平駅乗車場または高島平駅バス「大和町」下車6分

⑤ 教育科学館

- 東武東上線「上板橋」北口下車5分
- 王子駅～大和町経由上板橋駅バス「教育科学館」下車1分

⑥ 志村坂上地域センター

- 都営三田線「志村坂上」下車(A3出口)1分
- 池袋駅西口～高島平駅乗車場または高島平駅バス「志村坂上」下車1分
- 赤羽駅西口～高島平駅乗車場バス「志村坂上区民事務所」下車1分

⑦ 蓬根地域センター

- 都営三田線「蓬根」下車5分
- 池袋駅西口～高島平駅乗車場または高島平駅バス「大谷口」下車2分
- 池袋駅西口～高島平駅乗車場バス「蓬根一丁目」下車3分

⑧ 舟渡ホール

- JR埼京線「浮間舟渡」下車3分
- 東武鉄道駅～浮間舟渡駅バス「舟渡一丁目」下車3分

⑨ エコポリスセンター

- 都営三田線「志村坂上」下車20分
- 東武東上線「赤羽」下車20分
- ときわ台駅～赤羽駅西口バス「前野小学校」下車2分

⑩ 赤塚支所

- 都営三田線「志村坂上」下車15分
- 成増駅北口～赤羽駅西口バス「赤塚支所」下車1分
- 東京メトロ有楽町線・副都心線「地下水駅」下車17分

※ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。

板橋区選挙管理委員会 電話: 03-3579-2681
(板橋区ホームページアドレス: <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>)

上記のホームページでも、期日前投票所の地図をご覗いただけます。

V
資
料

- 241 -

期日前投票のご案内

●投票日当日に仕事やレジャーなど予定のある方は期日前投票をご利用ください。
●「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所へお持ちください。
●「投票所のお知らせ」を紛失された方でも期日前投票ができますので、期日前投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票の期間

期日前投票所	投票期間・時間
板橋区役所 (①)	10月20日(水)～10月30日(土) 午前8:30～午後8:00
区役所以外 (②～⑬)	10月24日(日)～10月30日(土) 午前8:30～午後8:00

期日前投票所一覧

期日前投票所	住所
① 板橋区役所 北館1階 区民イベントスクエア	板橋2-66-1
② 仲町ふれあいセンター 4階レクリエーションホール	仲町20-5
③ 富士見地域センター 1階レクリエーションホール	富士見町3-1
④ 大谷口地域センター 2階洋室A	大谷口2-12-5
⑤ 教育科学館 2階研修室	常盤台4-14-1
⑥ 志村坂上地域センター 2階洋室A	小豆沢2-19-15
⑦ 蓼根地域センター 3階レクリエーションホール	坂下2-18-1
⑧ 舟渡ホール 1階レクリエーションホール	舟渡1-14-5
⑨ エコポリスセンター 2階環境学習室	前野町4-6-1
⑩ 赤塚支所 3階レクリエーションホール	赤塚6-38-1
⑪ 成増アクトホール 5階談話コーナー	成増3-11-3
⑫ きたのホール 2階多目的ホール	徳丸2-12-12
⑬ 高島平地域センター 1階第1洋室	高島平3-12-28



●お問合せ
板橋区選挙管理委員会 電話:03-3579-2681
板橋区ホームページアドレス: https://www.city.itabashi.tokyo.jp
上記ホームページにて、投票方法等のご案内もしています。

期日前投票所のご案内

① 板橋区役所



- 都営三田線「板橋区役所前」下車1分
- 東武東上線「大山」下車9分
- 高島平駅までは高島平駅乗車場～池袋駅西口バス「板橋区役所」下車1分

② 仲町ふれあいセンター



- 都営三田線「仲町」下車7分
- 東武東上線「大山」下車9分
- 池袋駅東口～赤羽駅西口バス「仲町区民事務所」下車1分

③ 富士見地域センター



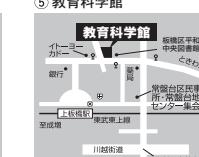
- 都営三田線「板橋本町」下車8分
- 東武東上線「中板橋」下車15分
- 池袋駅西口～高島平駅平交場または高島平駅バス「大和町」下車8分

④ 大谷口地域センター



- 都営三田線「板橋本町」下車8分
- 東武東上線「中板橋」下車15分
- 池袋駅西口～高島平駅平交場または高島平駅バス「大和町」下車8分

⑤ 教育科学館



- 東京メトロ有楽町線「副都心線」「千川」下車12分
- 王子駅～大和町経由上板橋駅バス「教育科学館」下車1分

⑥ 志村坂上地域センター



- 都営三田線「志村坂上」下車(A3出口)1分
- 池袋駅西口～高島平駅平交場または高島平駅バス「志村坂上」下車1分
- 赤羽駅西口～高島平駅平交場バス「志村坂上区民事務所」下車1分

⑦ 蓼根地域センター



- 都営三田線「蓼根」下車5分
- 池袋駅西口～高島平駅平交場または高島平駅バス「大谷口」下車2分
- 池袋駅西口～高島平駅平交場バス「志根一丁目」下車1分

⑧ 舟渡ホール



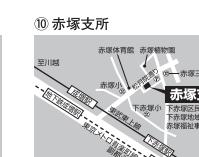
- JR埼京線「浮間舟渡」下車3分
- 東武鉄道駅～浮間舟渡駅バス「舟渡一丁目」下車3分

⑨ エコポリスセンター



- 都営三田線「志村坂上」下車20分
- 東京メトロ有楽町線「副都心線」「地下鉄赤堀」下車17分
- 成増駅北口～赤羽駅西口バス「赤堀駅前」下車1分

⑩ 赤塚支所



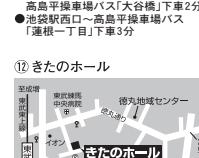
- 東武東上線「下赤塚」下車5分
- 王子駅～大和町経由上板橋駅バス「教育科学館」下車1分

⑪ 成増アクトホール



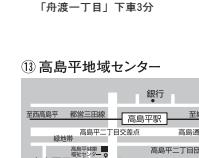
- 東武東上線「成増」下車1分
- 東京メトロ有楽町線「副都心線」「地下鉄成増」下車3分

⑫ きたのホール



- 東武東上線「東武練馬」下車8分

⑬ 高島平地域センター



- 都営三田線「高島平」下車5分
- 東武鉄道駅～浮間舟渡駅バス「高島平警察署」下車1分



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

板橋区選挙管理委員会 電話:03-3579-2681
(板橋区ホームページアドレス: https://www.city.itabashi.tokyo.jp)

上記のホームページでも、期日前投票所の地図をご覗いただけます。

- 242 -

東京都第12区へお住まいの方へ

(舟渡1~4丁目・新河岸1・2丁目)

期日前投票のご案内

- 投票日当日に仕事やレジャーなど予定のある方は期日前投票をご利用ください。
- 「投票所のお知らせ」裏面の「期日前投票兼不在者投票請求書」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所へお持ちください。
- 「投票所のお知らせ」を紛失された方でも期日前投票ができますので、期日前投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票の期間

⚠ 下記3か所以外の期日前投票所では投票できませんのでご注意ください。

期日前投票所	投票期間・時間
① 板橋区役所	10月20日(水)~10月30日(土)
	午前8:30~午後8:00
② 舟渡ホール ③ 高島平地域センター	10月24日(日)~10月30日(土)
	午前8:30~午後8:00

期日前投票所一覧

期日前投票所	住所
① 板橋区役所 北館1階 区民イベントスクエア	板橋2-66-1
② 舟渡ホール 1階レクリエーションホール	舟渡1-14-5
③ 高島平地域センター 1階第1洋室	高島平3-12-28

期日前投票所のご案内



- 都営三田線「板橋区役所前」下車1分
- 東武東上線「大山」下車10分
- 高島平駅または高島平操車場～池袋駅西口バス「板橋区役所」下車1分



- JR埼京線「浮間舟渡」下車3分
- 東武練馬駅～浮間舟渡駅バス「舟渡一丁目」下車3分



- 都営三田線「高島平」下車5分
- 東武練馬駅～浮間舟渡駅バス「高島平警察署」下車1分

板橋区選挙管理委員会 板橋区板橋二丁目66番1号 ☎ 03-3579-2681

ホームページ : <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>

期日前投票に行く前にご一読ください

ご注意
下さい

1 東京都第12区について



舟渡1～4丁目（第41投票区） 及び 新河岸1・2丁目（第61投票区）

の区域にお住いの方は衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは

東京都第12区となります。

※ 区内で転居された方は、令和3年10月6日現在の住民登録地で投票区を決定しています。

2 期日前投票所について



東京都第12区の区域の方の期日前投票の受付は以下の3か所です。

- ① 板橋区役所 ② 舟渡ホール ③ 高島平地域センター

投票所詳細については、表面をご覧ください。

⚠ 3か所以外の期日前投票所では、投票できないのでご注意ください。

※投票日当日の投票所は、同封の「投票所のお知らせ」に記載された場所です。

3 投票する候補者について



衆議院（小選挙区選出）議員選挙で投票する候補者は

東京都第12区小選挙区選出の候補者の中から投票して
いただることになります。